

議案第15号

大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月28日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田原市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「この項」を「この条」に改め、同条第4項中「（休暇等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間」を「の時間と割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（前項に規定する市規則で定める時間を除く。）との合計」に改め、「を含む。）」の次に「及び前項」を加え、「100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）」を「次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
- (2) 割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務 100分の50

第14条第5項中「100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合」を「次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
- (2) 割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する市規則で定める割合を減じた割合

第14条第6項中「前項」を「前項第1号」に、「同項」を「同号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 大田原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の表第5条第5項の項及び第20条の表第5条第5項の項中「第5条第5項」の次に「及び第6項」を加える。